

第2回
定例会

一般質問

第2回定例会の一般質問は、6月18日、19日の2日間行われ、12人の議員が登壇し、市政全般について質問がされました。

一般質問とは、執行部に対し施策・事業等の現況や将来計画の考え方など、市民に密着した問題をたどすため行うものです。各議員の質問と答弁の要旨をお知らせします。

議員名の右側にある2次元コードを読み取ると、録画映像をご視聴いただけます。



立川 徹 議員



小中学校について

問 ①地域移行（地域クラブ活動）の取り組みとして総和北中学校、三和中学校、三和北中学校、三和東中学校の4校においてサッカー部が実証事業に選定された理由、②実証事業の進捗状況と課題、③各中学校における部活動の運営管理、④2年目となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を運用開始してからの現状と課題、以上について伺う。

答（教育部長） ①意向確認で、サッカー部と報告があったため。②調整会議を適宜開催し、8月の実施に向け準備している。活動の維持・運営に必要な費用等の検証が課題である。③各校で運営方針を決定し運営している。また、教育委員会で実態調査を行い情報共有している。④活発な意見交換により、下校時の見守り活動などが実施された。地域でどう支援するか熟議し、会議を重ねることが重要である。

防犯について

問 ①防犯灯の新設要望の申し込み状況、②古河市以外が設置した防犯灯の管理、③防犯カメラによる映像の管理方法、④防犯対策に関する助成金などの制

度があるか、以上について伺う。

答（市民部長） ①新規の設置要望は令和5年度で83件、本年度は5月末現在で51件あった。②一部は団体の管理だが、全ては把握していない。③古河市防犯カメラの設置に関する要綱に基づき管理している。④現在、防犯対策の助成制度はないが、他自治体を参考に研究していく。

LED 防犯灯設置補助金	
三次市では、安全・安心なまちづくりを推進するため、長寿化によるメンテナンス経費の削減、電気料金の削減、CO2削減などに有効なLED防犯灯の設置による工事費助成の一助を願っています。	
※ 補助の対象、補助の上限額にご注意ください。	
補助対象	LED防犯灯の設置補助（照明器具からLED照明への換装については、利便性により補助の対象外となります。） ※ 公道等の不特定多数の通行利用がある場所への設置が対象となります。道路や個人所有の敷地内を通行するもの、道路脇のために設置するもの（看板を照らすもの等）は補助の対象外となります。
補助金額	工事費の2分の1に相当する額 (1灯あたり上限2万円、1,000円未満は切り捨て) ※ 工事費には、防犯灯設置に必要な工事費が限られます。
補助対象者	三次市内に住所を有する個人または団体
申請方法	①三次市LED防犯灯設置補助金交付申請書に ②工事費明細書 ③防犯灯の設置場所（地図） ④工事費の明細書を添付し、危機管理課、または最寄りの各支所に申請してください。 ※ 工事費は、三次市内に本店もしくは営業所のある事業者、三次市に納税申告している個人事業者）としています。

三次市 危機管理課危機管理課
〒228-8501
広島県三次市十日市二丁目番地1号
電話 0824-62-6116 FAX0824-62-2951
e-mail: kikikan@city.miyoshi.hiroshima.jp

補助金制度事例（三次市）